平成２４年（フ）第３４４３号
大阪府高槻市郡家新町２番12号
債務者　福田由美子
1　決定年月日時　平成24年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３４４８号
大阪府茨木市総持寺駅前町12番18号
債務者　大西　純男
1　決定年月日時　平成24年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３４６２号
大阪市旭区新森１－４－20－201号、住民票上の住所大阪市旭区新森３丁目４番22号
債務者　藤岡　邦仁
1　決定年月日時　平成24年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３５０２号
大阪府八尾市栄町１丁目１番１－501号
債務者　古谷　悦宏
1　決定年月日時　平成24年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３５１９号
大阪市平野区長吉長原４丁目７番21号　リオラ長原４Ｅ、事業所所在地佐賀県三養基郡基山町大字宮浦88－１
債務者　焼肉工房みのやこと　阪本　貴洋
1　決定年月日時　平成24年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３５６１号
大阪市住之江区新北島３丁目９番３－708号
債務者　戸田　哲夫
1　決定年月日時　平成24年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３５８３号
大阪府東大阪市川中３番35号　ロアール吉田401号
債務者　中村　之保
1　決定年月日時　平成24年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３７０１号
大阪市住之江区御崎２丁目８番10－202号
債務者　番匠　友紀
1　決定年月日時　平成24年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３８３９号
大阪市住之江区南港東１丁目７番22－305号
債務者　朝倉　幸雄
1　決定年月日時　平成24年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３８７７号
大阪府高槻市上牧南駅前町８番14号
債務者　藪内　鈴代
1　決定年月日時　平成24年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３８７８号
大阪府高槻市上牧南駅前町８番14号
債務者　藪内　隼人
1　決定年月日時　平成24年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３８８６号
大阪府東大阪市下小阪５丁目８番20号
債務者　河澄　太一
1　決定年月日時　平成24年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３９７０号
大阪府東大阪市善根寺町２丁目５番30－810号
債務者　住田　　順
1　決定年月日時　平成24年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３９７３号
大阪市生野区巽北１丁目７番３号
債務者　新井峰子こと　金　　峰子
1　決定年月日時　平成24年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４０４０号
大阪市住之江区東加賀屋１丁目７番２－1001号
債務者　木寺　弘幸
1　決定年月日時　平成24年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４０４５号
大阪市西区千代崎１丁目12番15－302号
債務者　岸本奈津江（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成24年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４０４９号
大阪市中央区伏見町３丁目１番１－804号
債務者　堀内　幸継
1　決定年月日時　平成24年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１５８号
香川県高松市木太町3404番地14
債務者　花田　勇気
1　決定年月日時　平成24年７月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
高松地方裁判所破産・再生係